

2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。	理に努めるとともに、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図る。 2) (発生原因の検証結果) 該当する小学校において、該当職員からの給与等口座振込依頼書又は端数給付金口座確認書が未提出であつたため現金支給になるが、担当者の給与支給明細書の現金支給額欄及び給与資金前渡口座の確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 滞留を確認後、速やかに支給するとともに、該当職員に給与等口座振込依頼書の提出を求め、給与支払いの口座振替手続きを行った。今後は、管内小中学校に対して、新たに採用された教職員(臨時的任用職員等を含む)がいる場合には、給与等口座振込依頼書等の提出の確認を徹底するよう学校事務職員研究会等を通じて指導し、再発防止に努める。
---	--

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 2件 (給与2) 1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替がでない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。 ②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間45分を超えた勤務があつたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたため、または別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。 ③同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していた	
	1) (発生原因の検証結果) 各職員、給与事務担当者及び管理職員が、制度を十分理解しておらず、事務処理が適切に行われていなかった。 (今後の対応策等) ①過年度支出として、令和5年2月に現金支給処理を行った。 ②・③人事給与システムへの修正登録を行い、令和5年2月分給与において当該支給分の正しい入処理を行った。 今後は、週休日の振替等の事務処理が適切に行われるよう、各職員に周知徹底を図るとともに、適切に申請・支給事務が行われているか、管理職員がダブルチェックを行い、再発防止に努める。

が、当該週に別の週の4時間の割振変更が行われていたため、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあつた。	2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。
	2) (発生原因の検証結果) ①該当する小学校において、一部給与が現金で支払われていた職員がいたが、給与支給明細書の現金支給額欄の確認を怠つたため、給与支給日当日に資金前渡職員口座から現金支給分を出金することができなかった。 ②該当する小学校において、給与等口座振込依頼書が未提出の職員がおり、現金支給の状態となつていたが、給与支給明細書の現金支給額欄の確認が不十分であったため、給与支給日の5日後に現金支給分が出金されていた。 (今後の対応策等) ①については、令和3年9月14日に富士・東部教育事務所が実施した給与事務等学校訪問調査の際に発覚し、現金支給分を即日資金前渡職員口座から出金するよう指導するとともに、現金支給分は給与支給日当日に資金前渡職員口座から出金すること、および毎月の給与支給明細書の現金支給額欄の確認やチェック表による確認を徹底するよう指導した。 今後は、管内小中学校に対して、研修会やメール等を通じて注意喚起を行うことにより、給与資金前渡職員口座の適正な取扱いを図る。

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (給与1) 1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤って認識していた。

(今後の対応策等)
 過大支給分について、監査終了後、速やかにいり入処理を行い、返還済みである。
 今後は、担当者が制度を十分理解した上で入力を行うとともに、その入力結果を担当内で二重チェックし適正な事務処理に努める。また、担当者の引継ぎに留意事項として記載し、再発防止を図る。

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月16日、令和5年1月25日

監査の結果
 講じた措置

(指摘事項) 1件 (給与1)
 1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していたものがあった。(合計352,316円)

1) (発生原因の検証結果)
 過去の所属で認定対象とならないにもかかわらず、継続して認定されていたため、当所属でも誤った認識のまま認定していた。
 (今後の対応策等)
 過年度の所属及び関係課と協議し、いり入処理を行った。
 今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、支給額単価改定時及び手当検認時に決裁者が二重チェックを行い、再発防止に努める。

(指摘事項) 5件 (給与4、物品1)

1) 休休日の振替において、割り返された1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。

1) (発生原因の検証結果)
 時間外勤務手当の制度を誤って認識していた。
 (今後の対応策等)
 今後は、時間外勤務手当を支給すべき事由(システムに手入力する必要があるもの)が発生した場合には、職員は月末を待たずに速やかに給与事務担当者及び管理職員に連絡するとともに、入力の確認を複数人で行うことで再発防止に努める。

2) (発生原因の検証結果)

扶養手当支給額改定は行ったが、扶養親族簿による認定・確認作業を失念した。
 (今後の対応策等)
 扶養親族簿による認定・確認を行い、該当欄に記載の上、確認欄に署名確認印を押印した。
 今後は、扶養手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、支給額単価改定時及び手当検認時に決裁者が二重チェックを行

3) 通勤手当の認定において、手当額の決定にあたり、職員が公署より遠い駐車場を借りた場合は、公署まで一般に利用し得る最短の経路により認定すべきところ、駐車場までの距離により認定が行われ、過大に支給されているものがあった。

4) 会計年度任用職員に係る期末手当支払の際に、控除する必要のない社会保険料を控除したため、予備監査日現在、雑部金に滞留していた。

5) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。

① 不明資料	
平成30年度	19点
令和元年度	40点
令和2年度	28点
令和3年度	33点
令和4年度	36点
合計	156点
② 未返却資料	
平成30年度	40点
令和元年度	89点
令和2年度	57点
令和3年度	139点
令和4年度	3,923点
合計	4,248点

※令和4年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの

い、再発防止に努める。
 3) (発生原因の検証結果)
 年度当初の通勤手当の認定時において、事務引継の不徹底により、確認が不足していた。また、通勤手当の支給基準の確認不足から誤りが発生してしまった。
 (今後の対応策等)
 監査後速やかに通勤届の確認及び認定の手続きを行った。
 今後は、通勤手当等を含めて給与にかかる制度、必要な手続きを所属内で再度確認し、定期的な認定書類の見直しを徹底して遺漏のないよう再発防止に努める。

4) (発生原因の検証結果)
 社会保険について、令和4年5月31日付で退職に伴い資格喪失しているにもかかわらず、令和4年6月賞与支払時に、標準報酬月額に基づく社会保険料の控除をしていた。
 (今後の対応策等)
 監査後、速やかに返還手続きを行った。
 今後は、手続きに誤認がないよう、担当者のみならず所属内での相互確認を徹底し、再発防止に努める。

5) (発生原因の検証結果)

① 不明資料の主な発生原因は、次のとおり。
 ・ 正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出されて戻されない。
 ・ 蔵書点候補れや配架場所違いなどにより所定の場所になく所在が確認されない。
 ② 正規の手続きを経た貸し出された資料が、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料となる。予備監査日時点の未返却資料3,923点のうち、返却期限から3ヶ月以上経過した8月31日以前の資料は132点であり、大半は期間を置かず返却されている。
 (今後の対応策等)
 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。
 ① 不明資料
 ・ BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し、不正持ち出し防止を図っている。
 ・ 館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。
 ・ 職員による書架エリアの巡視の強化により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。
 ・ 紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡ししている。

<ul style="list-style-type: none"> ・利用案内や広報などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。 ・点検漏れや配架場所違いを探すための資料探索システム機器を機器更新で導入した。 <p>②未返却資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力している。 ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、隔月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行い回収に努めている。また、未返却資料等を紛失した場合は、借りた同じ本を弁償させている。 ・督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。
--

監査対象機関 北杜高等学校 監査対象期間 令和3年10月～令和4年8月 監査実施日 令和4年11月8日、12月23日	監査の結果 ①収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 ②直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。 ③財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について、会計管理者に協議が行われていなかった。
監査の結果 ①収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 ②直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。 ③財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について、会計管理者に協議が行われていなかった。	講じた措置 1) ー ① (発生原因の検証結果) 利用者が窓口で支払った現金について、職員が財務規則第45条の規定を熟知していなかったため、収納が遅延してしまっ(今後の対応策等) 今後は、窓口で収納・保管している現金について、毎朝、複数の職員により金額及び保管日数を確認し、金融機関への払い込みが遅延がないよう再発防止に努める。 1) ー ② (発生原因の検証結果) 財務規則第47条の規定を熟知しておらず、会計管理者への協議を失念してしまっ(今後の対応策等) 財務規則に基づき会計管理者に協議を行った。 今後は、契約にかかるとの制度や、必要な手続きを事務室内で再度確認し、複数の職員がチェックする体制を整え、遅滞のないよう再発防止に努める。 1) ー ③ (発生原因の検証結果) 前渡資金に関する財務規則に基づく事務手続についての認識が不足していたため、精算処理が遅れてしまった。

④自動販売機の設定を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。 ⑤鉄路搬送電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。	(今後の対応策等) 今後は、財務規則に基づき事務手続が適切に行われるよう、支払と精算を一連の事務と捉え遅滞なく精算を行うことを徹底し、再発防止に努める。 1) ー ① (発生原因の検証結果) 貸付財産に伴う公有財産事務取扱規則第50条等に関する認識が不足していたため、報告書の提出を失念してしまっ(今後の対応策等) 監査終了後に公有財産移動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行った。 今後は、規則に基づく事務手続が適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。 1) ー ⑤ (発生原因の検証結果) 行政財産価格の改定年であったが、改定通知の確認が不十分であったため旧価格のまま行政財産使用料を算定してしまっ(今後の対応策等) 使用料について再計算し、過徴収分は返還済みである。 今後は、使用許可に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう事務室内に周知徹底するとともに、引継書等に記載し、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関 北杜高等学校 監査対象期間 令和3年8月～令和4年9月 監査実施日 令和4年12月13日	監査の結果 (指導事項) 1件 (契約1) 1) 廃棄物処理委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていた。
監査の結果 (指導事項) 1件 (契約1) 1) 廃棄物処理委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていた。	講じた措置 1) (発生原因の検証結果) 単価契約書にもかかわらず、委託契約書の契約解除に関する違約金条項の参考例を引用してしまい、誤りに気がつかなかった。 (今後の対応策等) 当該契約書は相手方の契約書も含めて修正した。 今後は、単価契約書の内容を十分に理解し、契約締結の際は契約条項を複数人で確認することにより、再発防止に努める。

監査対象機関 北杜高等学校 監査対象期間 令和3年10月～令和4年9月 監査実施日 令和4年12月13日	監査の結果 講じた措置
--	----------------

<p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円</p> <p>2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契約において、財務規則第137条第3項に規定する見積合わせが省略できる特別な理由に客観的な合理性がないにもかかわらず、単独随意契約としていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 当該収入未済については、財務規則の規定に基づき督促等の処理を行い、令和4年11月に未納者から支払の意思表示があったが、現在も未納となっている。 (今後の対応策等) 引き続き財務規則等を遵守しながら、未納者に対し電話連絡による納入催告を行い、債権回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 高濃度PCB廃棄物の収集運搬については、契約可能業者が複数あることから、本来は見積合わせをすべきであるところ、財務規則等の解釈を誤り、単独随意契約としてしまった。 (今後の対応策等) 財務規則の規定を所属内で再度確認し、契約締結時は規則に沿った取扱を徹底し、再発防止に努める。</p>
---	--

<p>監査対象機関 甲府西高等学校</p> <p>監査対象期間 令和3年10月～令和4年7月</p> <p>監査実施日 令和4年10月25日、11月29日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取扱法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていないものがあった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 薬品保管庫には表示していたが、担当職員の認識不足により、授業前に一時的に使用する保管庫への表示を失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに、「化学準備室内のスケジュール製の保管庫に「医薬用外」の文字及び「劇物」の表示を行った。 今後は、法令遵守を職員へ周知徹底するとともに、複数人で定期的に保管状況の確認を行うなど、毒物及び劇物の適正な管理に努める。</p>
---	--

<p>監査対象機関 豊林高等学校</p> <p>監査対象期間 令和3年8月～令和4年9月</p> <p>監査実施日 令和4年12月20日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 学校開放に伴う照明施設電気料</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 納入者が納入通知書を紛失し納付が滞っていた。また、当校担当者が収入の確認を適時</p>
---	---

<p>令和4年度 先数1件 500円</p> <p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 屋内運動場用物品購入において、次のとおり不備があった。 ① 5万円未満の物品の支出科目について、消耗品費とすべきところ、備品購入費として処理され、備品原簿に登録されていた。</p>	<p>行っていたため発見が遅れた。 (今後の対応策等) 収入未済については、督促状を発行し、納入されたことを確認している。 今後は、納入者と収納状況の確認を密に行っていくとともに、複数名で定期的に未収一覧及び督促対象一覧表を確認することで再発防止に努める。</p>
--	---

<p>監査対象機関 青洲高等学校 (増穂商業高等学校、市川高等学校、映南高等学校)</p> <p>監査対象期間 令和3年11月～令和4年7月</p> <p>監査実施日 令和4年10月26日、11月24日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 屋内運動場用物品購入において、次のとおり不備があった。 ① 5万円未満の物品の支出科目について、消耗品費とすべきところ、備品購入費として処理され、備品原簿に登録されていた。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) - ① (発生原因の検証結果) 5万円以上の物品と5万円未満の物品を一括して購入する際に、品目ごとに備品購入費と消耗品費との科目分けをしないまま支出してしまっていた。 (今後の対応策等) 5万円未満の物品で備品原簿に登録されたものは消耗品に区分換えを行った。今後は、5万円未満の物品購入においては消耗品費から支出することを徹底する。</p> <p>1) - ② (発生原因の検証結果) 別々に購入準備をしていた物品で、仕様の決定及び発注が同時期に重なったが、一括して入札すべきという認識がなかった。 (今後の対応策等) 年間の購入物品の把握に努め、契約業務を適正に執行する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 財務規則及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の該当規定の理解が不十分であったために、当該契約の内容が競争入札に適しないと認識し、単独随意契約としてしまった。 (今後の対応策等) 関係法令等を正しく理解するとともに、随意契約を行う場合は、担当者及び決裁者がチェック表に基づき、その根拠や理由が適正であるか十分に精査する。</p>
--	---

<p>監査対象機関 笛吹高等学校</p> <p>監査対象期間 令和3年11月～令和4年7月</p> <p>監査実施日 令和4年10月27日、11月22日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p>	<p>講じた措置</p>
---	--------------

1) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。 ①鍵のない保管庫に保管されているものがあった。	1) ー ① (発生原因の検証結果) の毒物劇物保管庫の鍵の管理者 (担当者) の責任において厳重に管理していたが、授業前に一時的に使用する保管庫に鍵がなかった。 (今後の対応策等) 鍵のない保管庫について、直ちに業者に依頼し鍵を整備するとともに、鍵のない場所には保管しないよう職員に周知徹底した。 1) ー ② (発生原因の検証結果) 毒物劇物管理簿 (受払簿) の作成が必要であるという認識がなかった。 (今後の対応策等) 直ちに毒物劇物管理簿 (受払簿) を作成した。 今後は、法令等に即した厳格な管理方法を徹底し、取扱に遺漏のないよう努める。
--	--

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>塩山高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年11月～令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和5年1月6日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 通勤手当において、複数校に勤務する者については、1週間の勤務状況を基に、往路及び復路毎に通勤距離を算出し、その1日当たりの平均を支給根拠として片道の通勤距離とするとされているが、1校の通勤距離のみで認定しているものがあった。</p>	監査対象機関	塩山高等学校	監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月	監査実施日	令和5年1月6日	<p>1) (発生原因の検証結果) 運用通知を十分に理解せず、従前の方法により通勤手当を支給していた。 (今後の対応策等) 再計算による過大支給分について、れい入処理を行った。 今後は、手当に關する制度を事務室内で再度確認し、適正な事務処理に努めるとともに、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図る。</p>
監査対象機関	塩山高等学校						
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月						
監査実施日	令和5年1月6日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>都留高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年11月～令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年10月28日、11月28日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分 先教1件 58,912円 ②行政財産使用に伴う電気料及び水道料 令和4年度分 先教1件 33,016円</p>	監査対象機関	都留高等学校	監査対象期間	令和3年11月～令和4年9月	監査実施日	令和4年10月28日、11月28日	<p>1) ー ① (今後の対応策等) 本人から分納の要望があったため、「債務承認及び分割納付誓約書」を徴収した。誓約に沿った分納がなされているが、完納予定の令和7年3月まで滞りなく納付するよう促していく。 1) ー ② (今後の対応策等) 相手方に速やかに連絡を行い、電気料及び水道料は収入済みとなった。</p>
監査対象機関	都留高等学校						
監査対象期間	令和3年11月～令和4年9月						
監査実施日	令和4年10月28日、11月28日						

今後は、納入者と収納状況の確認を密に行い、再発防止に努める。

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>上野原高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年11月～令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和5年1月6日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (支出1、財産1)</p> <p>1) 前金私を行っている製氷機の保守点検業務委託について、財務規則第122条に定める検査調査書等が作成されていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに、必要事項を記載した検収調査書を作成した。 今後は、前金私の業務について一覧表を作成し、事務処理に遺漏のないように努める。 2) (発生原因の検証結果) 使用料金改定時の移動報告について認識がなく、報告していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに移動報告を行った。 今後は、登録内容に変更があった際には、速やかに移動報告するよう職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>	監査対象機関	上野原高等学校	監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月	監査実施日	令和5年1月6日	<p>1) (発生原因の検証結果) 契約のとおりに履行されたことは確認したが、検収調査書の作成を失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに、必要事項を記載した検収調査書を作成した。 今後は、前金私の業務について一覧表を作成し、事務処理に遺漏のないように努める。 2) (発生原因の検証結果) 使用料金改定時の移動報告について認識がなく、報告していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに移動報告を行った。 今後は、登録内容に変更があった際には、速やかに移動報告するよう職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>
監査対象機関	上野原高等学校						
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月						
監査実施日	令和5年1月6日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>中央高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年8月～令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和5年1月12日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	監査対象機関	中央高等学校	監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月	監査実施日	令和5年1月12日	<p>1) (発生原因の検証結果) 事務引継の不徹底等により、年度当初の業務としての認識が共有されておらず、移動報告書の提出を失念した。 (今後の対応策等) 公有財産事務取扱規則第50条第2項により、直ちに移動報告書を提出した。 今後は、同規則に基づき、移動報告が適切に行われるよう引継書に留意事項として記載し、再発防止に努める。</p>
監査対象機関	中央高等学校						
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月						
監査実施日	令和5年1月12日						

<table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>ひばりが丘高等学校</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>令和3年11月～令和4年8月</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年11月1日、12月21日</td> </tr> </table> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理</p>	監査対象機関	ひばりが丘高等学校	監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月	監査実施日	令和4年11月1日、12月21日	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>講じた措置</p>
監査対象機関	ひばりが丘高等学校						
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月						
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日						

<p>由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない共益費等を含んだ金額で手当額が算定されているものがあつた。</p>	<p>職員の制度に対する理解が不十分だった。(今後の対応策等) 未支給分については、対象者に追加支給を行った。 今後は、事務室の全職員が時間外勤務手当に関する規則等の理解を深め、手当支給に漏れないよう、複数人による確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 担当職員及び承認者によるチェックが不足していた。 (今後の対応策等) 住居手当の認定を修正し、支給した差額分を払い入した。 今後は、事務室の全職員が住居手当に関する規則等の理解を深め、常にミスをする可能性があることを念頭に置きながら、認定作業に漏れないよう、複数人による確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>
---	---

<p>監査対象機関 盲学校</p> <p>監査対象期間 令和3年11月～令和4年8月</p> <p>監査実施日 令和4年11月1日、12月21日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 3件 (給与1、物品1、重点事項1)</p> <p>1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。</p> <p>2) 物品 (聴所視支援眼鏡) の受入について、財務規則第144条第1項に規定する出納通知が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 週休日の振替に関する勤務状況システムの確認が不十分であり、システムの修正入力を行わずに支給していた。 (今後の対応策等) 過大支給分について、払い入の処理を行い返還済みである。 今後は、時間外勤務手当に関する事務手続が適切に行われるよう、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) クラウドファンディングで集めた寄付金で聴所視支援眼鏡を購入し、希望する盲学校のうち20校へ寄贈するプロジェクトの案内があり、希望したところ、寄贈校として決定された。通常処理している寄付の申出によるものではなかったことから、物品の受け入れに必要な手続きを失念した。 (今後の対応策等) 財務規則第144条第1項に基づく出納通知(受入)を行った。今後は寄贈物品に係る受け入れ事務の主・副担当者定めるとともに、財務規則を遵守し適切な事務処理の執行</p>

<p>3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受私簿)が作成できていなかった。</p>	<p>に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 薬品管理簿により定期的(学期ごと)に保管状況の点検を行っていたが、薬品ごとに在庫量を管理する台帳が作成されていた。 (今後の対応策等) 既存の薬品管理簿に加え、薬品ごとに使用量や残量等を記録する管理台帳を作成し、薬品の適正管理に努めていく。</p>
--	---

<p>監査対象機関 あげほの支援学校</p> <p>監査対象期間 令和3年11月～令和4年10月</p> <p>監査実施日 令和5年1月12日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 扶養手当について、支給開始時期を修正していたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 認定事務の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 予備調査後、直ちに扶養手当認定簿による認定・確認を行った。今後は、今回の指導事項を関係者全員で共有するとともに、担当者が替わっても同様の事例が発生しないよう引継書に留意事項として記載し再発防止を図る。</p>

<p>監査対象機関 ふじぞくら支援学校</p> <p>監査対象期間 令和3年11月～令和4年8月</p> <p>監査実施日 令和4年11月2日、12月21日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 単師契約であるスクールの運営管理業務委託(増便分)に係る契約書において、契約解除に関する違約金条項が単師契約のものとなっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 違約金条項に係る制度の認識不足から、年間契約を行う際に使用する標準様式を元に契約書を作成してしまい、単師契約に対応した違約金条項とすることを失念した。 (今後の対応策) 令和4年12月13日付けで、単師契約に対応した違約金条項に修正する変更契約を締結した。 今後は関係法令等をよく確認し、契約内容の実態に即した契約事務の執行に努める。</p>

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和五年六月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英 尚

別表第一中

二〇	斐崎市斐崎町祖母石一、九〇四番地先（国道二〇号線）	前一ツ谷公民館	昭和四十九年八月二二日 告示第二一〇号
----	---------------------------	---------	------------------------

二〇	斐崎市一ツ谷一、九〇四番地先	前一ツ谷公民館	令和五年六月二九日 告示第七四号
----	----------------	---------	---------------------

四二	北杜市長坂町長坂上条一、五二〇番地先（県道茅野北杜斐崎線と市道との十字路交差点）	長坂保育園前 野春分園前	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	--	-----------------	----------------------

四二	北杜市長坂町長坂下条一、五二〇番地先（主要地方道茅野北杜斐崎線と市道との十字路交差点）	長坂保育園前 野春分園前	令和五年六月二九日 告示第七四号
----	---	-----------------	---------------------

五八	都留市四日市場四、八五一番地先（市道側道古川渡東桂線と四日市場桂高枝線との十字路交差点）	都留第二中学 入口	平成二年一〇月一五日 告示第二七号
----	--	--------------	----------------------

五八	都留市四日市場四七三番地先（市道同士の十字路交差点）	都留第二中学 入口	令和五年六月二九日 告示第七四号
----	----------------------------	--------------	---------------------

八	北都留郡丹波山村二、八四九番地（国道四一〇号線と県道上野原丹波山線が交わる丁字路交差点）	丹波山村役場 入口	昭和五九年五月二四日 告示第二六号
---	--	--------------	----------------------

八	北都留郡丹波山村二、八四九番地先（国道四一〇号と県道上野原丹波山線との丁字路交差点）	丹波山村	令和五年六月二九日 告示第七四号
---	--	------	---------------------

に改める。

別表第三の一三四の項を次のように改める。

一三四	削除	日下部	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	----	-----	---------------------

別表第三の四三七の項を次のように改める。

四三七	削除	南甲府	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	----	-----	---------------------

別表第四の七六の項及び七七の項を次のように改める。

七六	削除					笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
七七	削除					笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第四の六三三の項の次に次のように加える。

六三四	市道	笛吹市八代町高家三三〇番地先(高家交差点北西角左折導流部)	車両	西から北へ	終日	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
六三五	県道竹居御坂線	笛吹市御坂町大野寺四三八番地一先(大野寺交差点北東角左折導流部)	車両	北から東へ	終日	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
六三六	県道竹居御坂線	笛吹市御坂町大野寺四三八番地一先(大野寺交差点南西角左折導流部)	車両	南から西へ	終日	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第五の三九の項を次のように改める。

三九	削除					笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
----	----	--	--	--	--	----	----------------------

別表第五の四一の項を次のように改める。

四一	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
----	----	--	--	--	--	-----	----------------------

別表第五の四五の項及び四六の項を次のように改める。

四五	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
四六	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第五の六二の項を次のように改める。

六二	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
----	----	--	--	--	--	-----	----------------------

別表第五の五一九の項の次に次のように加える。

五二〇	国道二〇号	大月市大月二丁目一五番二六号先(大月二丁目交差点)	西進する車両	日曜、休日を除く七時から九時	大月	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	-------	---------------------------	--------	----------------	----	----------------------

別表第六の一一七の項を次のように改める。

一一七	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	--	--	--	-----	----------------------

別表第六の一二二の項を次のように改める。

一二二	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	--	--	--	-----	----------------------

別表第六の一二三の項を次のように改める。

一二三	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	--	--	--	-----	----------------------

別表第六の一三六の項を次のように改める。

一三六	削除					日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	--	--	--	-----	----------------------

別表第八の六の項を次のように改める。

六	削除					笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
---	----	--	--	--	--	----	----------------------

別表第八の一五の項及び一六の項を次のように改める。

一五	削除				甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号
一六	削除				甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号

別表第十の三四八の項を次のように改める。

三四八	削除				甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	----	--	--	--	----	---------------------

別表第十の三五一の項を次のように改める。

三五一	主要地 方道甲 府南ア ルプス 線	甲斐市西八幡四、三九四番地一先	一		甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	-------------------------------	-----------------	---	--	----	---------------------

別表第十の四〇四の項を次のように改める。

四〇四	主要地 方道甲 斐中央 線	甲斐市竜王新町四六四番地一先	一		甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	------------------------	----------------	---	--	----	---------------------

別表第十の四〇六の項を次のように改める。

四〇六	主要地 方道甲 斐中央 線	甲斐市篠原二、六三五番地先	一		甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	------------------------	---------------	---	--	----	---------------------

別表第十の六〇六の項を次のように改める。

六〇六	市道	南アルプス市飯野三、四六五番地七先	三		南アルプス	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	----	-------------------	---	--	-------	---------------------

別表第十の六二三の項を次のように改める。

六二三	主要地	甲斐市下今井一八三番地先	三		甲斐	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	-----	--------------	---	--	----	---------------------

	方道甲 府 線					九日 告示第七四号
--	---------------	--	--	--	--	--------------

別表第十の九三三の項を次のように改める。

九三三	国道四 一 号	笛吹市一宮町田中六八番地先	三		笛吹	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	---------------	---------------	---	--	----	---------------------

別表第十の九三六の項を次のように改める。

九三六	削除				笛吹	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	----	--	--	--	----	---------------------

別表第十の九六三の項を次のように改める。

九六三	国道一 四〇号	笛吹市石和町松本九七番地先	四		笛吹	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	------------	---------------	---	--	----	---------------------

別表第十の九六六の項及び九六七の項を次のように改める。

九六六	国道四 一一号	笛吹市石和町市部八二二番地先	四		笛吹	令和五年六月二九日 告示第七四号
九六七	国道四 一一号	笛吹市石和町市部一、一五四番地先	四		笛吹	令和五年六月二九日 告示第七四号

別表第十の九七五の項を次のように改める。

九七五	主要地 方道甲 府 線	笛吹市石和町河内八二番地先	三		笛吹	令和五年六月二九日 告示第七四号
-----	----------------------	---------------	---	--	----	---------------------

別表第十の一、二二五の項を次のように改める。

--	--	--	--	--	--	--

一、二二五	削除		大月	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十の一、四〇六の項を次のように改める。

一、四〇六	国道二〇号	葦崎市一ツ谷一、九〇四番地先	一	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	-------	----------------	---	----	----------------------

別表第十の一、五五七の項及び一、五五八の項を次のように改める。

一、五五七	市道	笛吹市八代町高家一、六七四番地先（市道同士の十字路交差点）	一	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一、五五八	削除			笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第十の二、一一九の項を次のように改める。

二、一一九	削除			笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	--	----	----------------------

別表第十の二、四四二の項を次のように改める。

二、四四二	削除			日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	--	-----	----------------------

別表第十の二、五二二の項を次のように改める。

二、五二二	削除			笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	--	----	----------------------

別表第十の二、五七三の項を次のように改める。

二、五七三	市道	南アルプス市飯野一、九一二番地先	一	南アルプス	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	------------------	---	-------	----------------------

別表第十の三、一二三の項を次のように改める。

三、一二三	市道	都留市四日市場四七三番地先（市道同士の十字路交差点）	四	大月	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----------------------------	---	----	----------------------

別表第十の三、六二二の項を次のように改める。

三、六二二	削除			日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	--	-----	----------------------

別表第十の四、七四九の項を次のように改める。

四、七四九	削除			鯉沢	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	--	----	----------------------

別表第十の四、九〇六の項を次のように改める。

四、九〇六	市道	甲斐市龍地三、五八八番地三先（市道同士の十字路交差点）	二	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----------------------------	---	----	----------------------

別表第十の五、一八〇の項を次のように改める。

五、一八〇	削除			日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	--	-----	----------------------

別表第十の五、七二二の項に次のように加える。

五、七二二	市道	葦崎市若宮一丁目一番六号先（駅前ロータリー出口左折導流部）	一	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
五、七二四	市道	葦崎市若宮一丁目一番六号先（駅前ロータリー出口右折導流部）	一	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
五、七二五	市道	葦崎市若宮一丁目二番五〇号先	一	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
五、七二六	市道	富士吉田市旭一丁目一〇番九号先	一	富士吉田	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第十一の一四の項を次のように改める。

一四	削除		甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
----	----	--	----	----------------------

別表第十六の七九七の項及び七九八の項を次のように改める。

七九七	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
七九八	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第十六の八二四の項を次のように改める。

八二四	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	----	----------------------

別表第十六の八四〇の項を次のように改める。

八四〇	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	----	----------------------

別表第十六の九一一の項を次のように改める。

九一一	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、一三七の項を次のように改める。

一、一三七	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、一三九の項を次のように改める。

一、一三九	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、三二四の項を次のように改める。

一、三二四	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、三三三の項を次のように改める。

一、三三三	市道	笛吹市八代町高家一、八三七番地二先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-------------------------------------	----	----------------------

別表第十六の一、三五三の項を次のように改める。

一、三五三	市道	笛吹市八代町高家二、〇五三番地一先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-------------------------------------	----	----------------------

別表第十六の一、三五五の項を次のように改める。

一、三五五	市道	笛吹市八代町高家六二一番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----------------------------------	----	----------------------

別表第十六の一、八五〇の項を次のように改める。

一、八五〇	市道	韮崎市若宮一丁目一番六号先(市道と主要地方道韮崎昇仙峡線との丁字路交差点、左折導流部・西進車両)	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、八六五の項を次のように改める。

一、八六五	市道	笛吹市八代町高家三二〇番地先(高家交差点北西角左折導流部・北進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	------------------------------------	----	----------------------

別表第十六の一、九五〇の項を次のように改める。

一、九五〇	削除		南アルプス	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	--	-------	----------------------

別表第十六の二、〇〇〇の項を次のように改める。

二、〇〇〇	削除	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の二、四九二の項を次のように改める。

二、四九二	削除	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の二、六九六の項を次のように改める。

二、六九六	削除	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の二、七〇四の項を次のように改める。

二、七〇四	削除	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の二、八二〇の項を次のように改める。

二、八二〇	削除	日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の二、八六〇の項を次のように改める。

二、八六〇	削除	南アル	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の二、八七七の項を次のように改める。

二、八七七	削除	南アル	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の三、二八八の項を次のように改める。

三、二八八	削除	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の三、二九五の項を次のように改める。

三、二九五	削除	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の三、五四七の項を次のように改める。

三、五四七	削除	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の三、五九七の項を次のように改める。

三、五九七	市道	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の三、七六〇の項及び三、七六一の項を次のように改める。

三、七六〇	削除	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
三、七六一	削除	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号

別表第十六の四、二六〇の項を次のように改める。

四、二六〇	市道	南アル	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	-----	----------------------

別表第十六の四、三一九の項を次のように改める。

四、三一九	市道	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の四、三三〇の項を次のように改める。

四、三三〇	市道	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

別表第十六の四、三三〇の項を次のように改める。

四、三三〇	市道	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-------	----	----	----------------------

四、三三〇	市道	笛吹市石和町東高橋五五番地先 (市道同士の丁字路交差点・西進車両)	笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--------------------------------------	----	-------------------------

別表第十六の四、五六五の項を次のように改める。

四、五六五	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の四、六七一の項を次のように改める。

四、六七一	市道	南アルプス市飯野三、一六三番 地先(市道同士の丁字路交差点 ・北進車両)	南アル プス	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	-----------	-------------------------

別表第十六の五、二二五の項を次のように改める。

五、二二五	市道	韮崎市若宮一丁目一番六号先(一 駅前1タリ出口右折導流部 ・北進車両)	甲斐	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	---	----	-------------------------

別表第十六の五、三五一の項を次のように改める。

五、三五一	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の五、三三三の項を次のように改める。

五、三三三	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の五、六七四の項を次のように改める。

五、六七四	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の六、〇八三の項を次のように改める。

六、〇八三	削除		日下部	令和五年六月二 九日
-------	----	--	-----	---------------

				告示第七四号
--	--	--	--	--------

別表第十六の六、二五四の項から六、二五六の項までを次のように改める。

六、二五四	市道	韮崎市若宮一丁目二番五〇号先 (市道同士の丁字路交差点・東進車両)	甲斐	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--------------------------------------	----	-------------------------

六、二五五	市道	韮崎市若宮一丁目二番五〇号先 (市道同士の丁字路交差点・南進車両)	甲斐	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--------------------------------------	----	-------------------------

六、二五六	市道	韮崎市若宮一丁目二番五〇号先 (市道同士の丁字路交差点・北進車両)	甲斐	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--------------------------------------	----	-------------------------

別表第十六の六、五五一の項を次のように改める。

六、五五一	削除		南部	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の七、五〇〇の項及び七、五〇一の項を次のように改める。

七、五〇〇	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

七、五〇一	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の八、九四四の項を次のように改める。

八、九四四	削除		笛吹	令和五年六月二 九日 告示第七四号
-------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の一〇、一五九の項を次のように改める。

一〇、一五九	削除		鰍沢	令和五年六月二 九日 告示第七四号
--------	----	--	----	-------------------------

別表第十六の一〇、六二三の項を次のように改める。

一〇、六二三	削除		日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	--	-----	----------------------

別表第十六の一、〇六八の項を次のように改める。

一一、〇六八	削除		南アルプス	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	--	-------	----------------------

別表第十六の一、〇一一の項を次のように改める。

一一、〇一一	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	--	----	----------------------

別表第十六の一、一七一の項の次に次のように加える。

一一、一七二	市道	甲府市湯村三丁目四番三、四号先 (市道と主要地方道甲府市市道との丁字路交差点・南進車両)	甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七三	市道	甲府市落合町四五番地三先 (市道同士の丁字路交差点・南進車両)	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七四	国道二〇号	甲府市国母六丁目五番一号先 (市場方向への左折導流部・北進車両)	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七五	市道	甲府市増坪町七九一番地一先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七六	市道	甲府市増坪町七〇九番地一先 (市道同士の丁字路交差点・西進車両)	南甲府	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七七	市道	南アルプス市藤田六六四番地先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アルプス	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七八	市道	南アルプス市加賀美三八四番地先 (市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アルプス	令和五年六月二十九日 告示第七四号
一一、一七九	市道	市道と主要地方道市道同士の十字路交差点・西進車両	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号

一一、一八〇	市道	との丁字路交差点・右折導流部 (西進車両)	甲斐	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	--------------------------	----	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八一	市道	笛吹市八代町南六三七番地先 (市道同士の十字路交差点・北進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	-------------------------------------	----	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八二	市道	笛吹市八代町南二八八番地二先 (市道同士の十字路交差点・南進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八三	市道	笛吹市一宮町国分七二九番地先 (市道同士の丁字路交差点・北進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八四	市道	笛吹市境川町大坪一八二番地三先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	---------------------------------------	----	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八五	市道	甲州市塩山下萩原二、〇七七番地四先 (雨敬橋東詰丁字路交差点・南進車両)	日下部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	---	-----	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八六	村道	南都留郡鳴沢村八、五三一番地九五先 (村道同士の十字路交差点・東進車両)	富士吉田	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	---	------	----------------------

別表第三十三の四二五の項を次のように改める。

一一、一八七	村道	南都留郡鳴沢村一、九〇〇番地一七先 (村道同士の十字路交差点・西進車両)	富士吉田	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	----	---	------	----------------------

一二、一八九	県道下飯富線	南巨摩郡身延町飯富三番地先 (飯富橋西詰)から南巨摩郡身延町宮木二、〇一八番地三先 (飯富橋東詰)までの両側歩道(一五〇メートル)	南部	令和五年六月二十九日 告示第七四号
--------	--------	---	----	----------------------

四二五	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	----	----------------------

別表第三十三の四三二の項を次のように改める。

四三二	削除		笛吹	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	----	----------------------

別表第三十三の四六八の項を次のように改める。

四六八	削除		日下	令和五年六月二十九日 告示第七四号
-----	----	--	----	----------------------

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番